

ご契約のしおり(重要事項説明書)

- ご契約について重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報の取扱いについて」)をご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認ください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、この書面内容を被保険者にもご説明ください。
- ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款にてご確認ください。
ご希望の方は、弊社(TEL0800-888-8810)にご請求いただくか、弊社ホームページからご覧ください。
(URL) <http://www.asahi-kasei.co.jp/shoutan/>
- 弊社ホームページ内の保険契約者ごとのお客様マイページにて、保険契約内容をご提供いたします。
※ID・パスワードについて、新規ご契約のお客様は、保険申込時にお渡しする「お客様専用マイページのご案内」に記載されております。更新のお客様は、現契約のID・パスワードが有効です。ただし、一度もマイページのご利用がないお客様には、更新月の2ヶ月前までにお送りする「満期および更新のご案内」に記載されております。



弊社ホームページ ▲

I. 契約概要のご説明

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。
ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳細は、普通保険約款202407にてご確認ください。

1. 商品のしくみ

- この保険は、賃貸住宅に安心してお住まいいただくために、事故により所有する家財に損害が生じた場合の家財補償、賃貸借契約に基づき賃貸住宅を修理する場合の修理費用補償、火災等により貸主に対して損害賠償責任を負担した場合の借家人賠償責任補償、および日常生活において他人に対して損害賠償責任を負担した場合の個人賠償責任補償をセットした総合補償型の保険です。

2. 補償の内容

(1) 保険金をお支払いする場合

【家財補償】 次の事故により借用住宅内にある家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。				
事故		保険金をお支払いする場合		お支払いする 保険金の額
a. 火災 b. 落雷 c. 破裂・爆発		火災、落雷または破裂・爆発により生じた損害		損害の額 (家財保険金額 が限度)
d. 風災・ひょう災・ 雪災		台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災による20万円以上の損害		
e. 物体の落下・ 飛来・衝突		借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損害		
f. 水濡れ		給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによる損害		
g. 騒じょう		騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為による損害		
h. 盗難		家財、預貯金証書の盗難 (預貯金証書は引き出された場合のみ)		損害の額 (200万円限度)
		通貨の盗難・普通自転車の盗難		損害の額 (20万円限度)
i. 水災		台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等によって、右のいずれかに該当する損害	ア)再調達価額の30%以上の損害	損害の額の70%または家財保険金額のいずれか低い金額が限度
			イ)床上浸水を被った結果、再調達価額の15%以上30%未満の損害	家財保険金額の10%または損害額のいずれか低い金額が限度
			ウ)ア、イに該当しない場合で、床上浸水を被った結果の損害	家財保険金額の5%または損害額のいずれか低い金額が限度
j. 破損・汚損		aからiの事故以外の不測かつ突発的な事故		損害の額(30万円限度、自己負担額3万円)

※家財の損害額は、再調達価額を基準に保険金をお支払いします。ただし、貴金属・宝石・美術品等は、時価額が基準となり、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなしてお支払いします。

【費用保険金】 家財補償とは別に罹災時の費用支出に対して費用保険金をお支払いします。		
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
臨時費用保険金	〔家財補償〕のaからgの事故で損害保険金が出される場合	損害保険金の10%
残存物取片づけ費用保険金	〔家財補償〕のaからgの事故で損害保険金が出される場合に、残存物の取片づけ費用が生じた場合	取片づけ費用の実費 (損害保険金の10%限度)
ドアロック交換費用保険金	借用住宅の鍵が盗まれたため、ドアロックを交換する場合	交換費用の実費 (41,000円限度)
臨時宿泊費用保険金	〔家財補償〕のaからiの事故で損害保険金が出される場合に、借用住宅外にて臨時の宿泊を余儀なくされた場合	宿泊費用の実費 (10泊まで15万円限度)
損害防止費用	〔家財補償〕のaからcの事故で損害保険金が出される場合に、損害の防止・軽減のために必要または有益な費用を支出した場合	支出費用の実費

【修理費用補償】 所定の事故により借用住宅が損害を受け、貸主との契約に基づき自己の費用で修理した場合に保険金をお支払いします。		
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
修理費用保険金	〔家財補償〕のaからhの事故	修理費用の額 (100万円限度)
	窓ガラスの熱割れ	修理費用の額 (30万円限度)
	借用住宅内での被保険者の死亡	修理費用の額 (100万円限度)
破損・汚損等修理費用保険金	修理費用保険金をお支払いする場合の事故以外の不測かつ突発的な事故	修理費用の額 (10万円限度、自己負担額1万円)

【借家人賠償責任補償】 所定の事故により借用住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。		
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
借家人賠償責任保険金	火災、破裂・爆発または給排水設備に生じた事故に伴う水濡れ事故	負担する損害賠償金 (個人賠償責任保険金と合算して1000万円限度)
	借用住宅内での被保険者の死亡により借用住宅が損害を受け、賃貸借契約に従った借用住宅の修理義務の履行を怠ったとき	負担する損害賠償金 (100万円限度、個人賠償責任保険金と合算して1000万円限度)

【個人賠償責任補償】 日本国内で所定の事故により他人の身体の障害または財物の損壊に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。		
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
個人賠償責任保険金	借用住宅の使用または管理に起因する偶然な事故または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	負担する損害賠償金 (借家人賠償責任保険金と合算して1000万円限度)

(2)保険金をお支払いできない主な場合

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
各補償共通	■保険契約者、被保険者等の故意 ■戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらの類似の事変または暴動 ■地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ■核燃料物質、放射能汚染による事故
家財補償	■保険契約者、被保険者等の重大な過失または法令違反 ■保険契約者、被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突、接触 ■事故の際における紛失または盗難 ■自然の消耗・劣化、変色、変質、かび、虫食い等 ■擦損、かき傷、塗料のはく落等(機能に支障をきたさない損害)
修理費用補償	■保険契約者、被保険者等の重大な過失または法令違反 ■保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突、接触 ■自然の消耗・劣化、変色、変質、かび、虫食い等 ■擦損、かき傷、塗料のはく落等(機能に支障をきたさない損害)
借家人賠償責任補償	■被保険者の心神喪失または指図 ■借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事 ■借用住宅の貸主との間の約定により加重された損害賠償責任 ■借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損害
個人賠償責任補償	■職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ■第三者との間の特別の約定により加重された損害賠償責任 ■被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊について、その財物に正当な権利を有する者に対する損害賠償責任 ■被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

※詳しくは普通保険約款202407をご確認ください。

3. 主な特約とその概要

(1)引越しに関する補償特約条項

弊社の保険契約にご加入の被保険者が引越しされる場合、新たにご契約される保険契約にこの特約を付帯することができます。これにより賃貸借期間が重複する期間に限り30日を限度として、引越し前の借用住宅の保険事故も、この保険契約で補償することができます。なお、引越し前の保険契約は、この保険契約の保険期間開始日の前日で失効します。また、特約の付加による保険料の追加負担はありません。

(2)保険料コンビニエンスストア払特約条項

保険料の払込方法(経路)がコンビニエンスストア払いである場合に適用します。

(3)保険料のクレジットカード払特約

保険料の払込方法(経路)がクレジットカード払いである場合に適用します。ただし、クレジットカード名義人は保険契約者本人にかぎりります。

(4)書面省略(変更請求書)特約条項

保険契約者または被保険者が申出または通知を行う場合に、弊社が書面省略を承認した場合に適用します。

(5)保険証券および更新証不発行に関する特約条項

弊社では、保険証券を「契約者様専用ページ」にて、「契約内容確認書」(E証券)として表示することで、提供しております。不動産会社等から保険証券の提示を求められた際は印刷するなどしてご提示ください。
別途、ご対応が必要な時は、保険会社にお申し出ください。

4. ご契約期間(保険期間)

- ご契約期間(保険期間)は2年です。

5. 引受条件

(1)保険の目的

- 借用住宅の用途は、住居のみに使用される建物または住戸室に限られます。
- 保険の目的は、借用住宅に収容され、被保険者が所有する家財(生活用財産)です。
- 以下の物は、保険の目的には含まれません。
 - a.自動車(自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含む)

- b.通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード・商品券等、その他これらに類する物※1
- c.稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- d.商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- e.テープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- f.トレーディングカード

※1 通貨または預貯金証書の盗難による損害が生じた場合は、保険の目的とします。

(2)保険金額(プラン)の選択

- ご契約にあたっては、家財保険金額に応じて、プランをご選択いただけます。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるように、家族形態に応じた家財保険金額の目安表を参照のうえ、プラン表からお選びください。

6. 保険料

- 保険料は、ご選択いただいたプランによって決定されます。プラン一覧表をご覧ください。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

7. 保険料の払込方法

- 保険料は、お申込時(または保険開始日以前に指定したお払込み日)に一括払いにて、お払込みいただけます。分割によるお払込みはありません。取扱い代理店または弊社に直接、現金払い(または銀行口座への送金)にてのお払込みとなります。

8. 配当金

- この保険には配当金はありません。

9. 解約と解約時の保険料の返還について

- 保険期間の途中において、保険契約を解約される場合は、弊社または取扱代理店にご連絡ください。
- この場合、次の算式により算出した保険料を返還します。ただし、解約日から保険期間終了日までの期間が1か月未満の場合には、返還保険料はございません。

算式：返還保険料＝〔保険料－1500円(契約費用)〕
× $\frac{\text{保険期間月数} - \text{経過月数}^*}{\text{保険期間月数}}$

※保険期間開始日から解約日までの月数で、1か月未満は切り上げます。

II. 注意喚起情報のご説明

- ご契約に際してお客様にとって不利益となることがある場合など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款にてご確認ください。

1. クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回)

- ご契約をお申込みの方が個人の場合には、ご契約のお申込み後であっても、ご契約申込みの撤回または解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)を行うことができます。

(1)クーリング・オフの手順

- 保険契約をお申込みされた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、お申込ご契約のクーリング・オフを行うことができます。
- クーリング・オフされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に、ハガキ等に次の必要事項をご記入のうえ、弊社クーリング・オフ係宛で郵送くださるか、電子メール等にてお送りください。
【必要事項】①ご契約をクーリング・オフされる旨のお申出 ②保険契約者の住所、氏名(捺印)、連絡先電話番号 ③証券番号、申込日 ④取扱代理店名
【送付先】〒101-8101 東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング
旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
クーリング・オフ係
又は hshoutan@om.asahi-kasei.co.jp
- クーリング・オフされた場合には、既にお払込みになった保険料は、すみやかにお申込者にお返しいたします。また、弊社および弊社代理店・取扱者はクーリング・オフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

(2)クーリング・オフできないご契約

- 次の契約は、クーリング・オフできませんのでご注意ください。
法人(社団・財団等を含む)がご契約者であるお申込契約
- すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリング・オフをお申し出の場合には、そのお申し出の効力は生じないものとします。

2. 告知義務・通知義務等

(1)告知事項および告知義務について

- 保険契約の申込記載事項のうち、損害発生の可能性にかかわる重要な事項を告知事項としております。お申込みにあたっては、下記の告知事項を必ずご確認ください。
a. 保険契約者の住所、氏名、生年月日 / b. 借用住宅の所在地 / c. 借用住宅の用途(居住用) / d. 被保険者の氏名、生年月日※ / e. 保険の目的[家財(生活用動産)] / f. 入居者数 / g. 他社保険(共済を含む)に加入されている場合の加入状況
※保険契約者と被保険者が同一人である場合は記入不要
- 上記の各告知事項について事実と相違する場合には、弊社または代理店にお知らせください。これらの事項について事実と相違する場合、保険の引受範囲外となり保険契約が解除されることがあります。この場合、保険金をお支払いできません。

(2)ご契約後における通知義務

- ご契約後に以下の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社または代理店までご連絡ください。
(ア)借用住宅の用途を変更するとき
(イ)保険の目的物である家財(生活用動産)を約款で定める一時的な移転を除き、他の場所に移転するとき
(ウ)保険の目的物を家財(生活用動産)以外の物に変更・入替えするとき(例 事業用商品等)
- 上記について、保険契約者または被保険者が故意または重大

な過失により遅滞なく通知をされなかった場合やこれらのいずれかの変更により保険の引受範囲外となる場合、保険契約が解除されることがあります。この場合、解除の事由が生じた時から解除がされた時まで発生した保険事故について保険金をお支払いできません。

(3)ご契約後の変更等

- ご契約後に以下の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社までご連絡ください。
①保険契約者、被保険者の氏名(法人の場合は法人名称)の変更
②保険契約者、被保険者の住所・通知先の変更
③入居者数の変更
④借用住宅の住居表示の変更

3. 保険責任の開始時期

- 弊社からの保険契約引受けの承諾があり、保険期間開始前に保険料をお支払いいただくことにより、保険期間開始日の午前0時より、保険責任が開始します。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険金をお支払いできない主な場合については、I. 契約概要のご説明2. (2)保険金をお支払いできない主な場合および普通保険約款202407をご確認ください。

5. 保険料の払込猶予期間

- 新たにご契約いただく時の保険料には払込猶予期間はありません。
- 更新契約時の保険料には、更新日の属する月の翌月初日から末日までの払込猶予期間があります。この期間内に保険料の払込がない場合は、保険契約は更新いたしません。

6. 重大事由による解除、失効等

- 保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合や、保険金請求に関し詐欺を行った場合、反社会的勢力に該当または関与していると認められる場合などについては、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険契約者・被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合には、弊社はご契約を取り消すことができます。
- 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効となります。
- ご契約後に保険の目的の全部が滅失した場合、ご契約は失効します。

7. 保険契約の更新

- 保険期間終了日の約2か月前までに保険契約の更新案内をお送りいたします。
- 更新のご案内に際し、特段のお申出がない場合には、更新案内に記載したとおり、保険契約を更新させていただきます。ただし、更新契約の保険料をお支払いいただけなかった場合には、保険契約は更新いたしません。

8. 地震に関する補償について

- 弊社は、地震保険を取り扱っておりませんので、地震による損害は、補償の対象とはなりません。また、この保険の保険料は、地震保険料控除の対象とはなりません。

9. 補償の重複に関するご注意

- ご契約にあたっては、次表のように、補償内容が同様の保険契約(弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険

契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約ください。*

※ 1契約のみに補償をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったときなどは、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

- なお、この保険の個人賠償責任補償は、補償が重複する場合がありますが、除外してご契約いただくことはできません。

【補償が重複する可能性のある主なご契約】	
今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人賠償責任補償	自動車保険の日常生活賠償特約
	傷害保険の個人賠償責任特約

10. 少額短期保険業者が経営破たんした場合

- 弊社が経営破たんした場合、損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の適用措置はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。

11. 少額短期保険業者がお引受け可能な保険契約

- 弊社は、保険業法に規定する少額短期保険業者として、次の範囲で保険の引受を行っています。
 - ①保険期間：2年以内
 - ②被保険者1名についての保険金額の合計額：1000万円以下
 - ③保険契約者1名について、お引受け可能な被保険者総数：100名以下
- このため、同一の被保険者が、重複してこの保険に加入することはできません。

12. その他法令などでご注意いただきたい事項

- 保険期間中に、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす事象が発生したときは、弊社の定めるところにより、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- 保険金の支払事由に該当する場合でも、集積損害の発生等により弊社の収支に著しい影響を及ぼすと特に認めたときは、弊社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。
- 保険契約の計算の基礎の変更が必要となったときは、弊社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- この保険が不採算となったときは、弊社の定めるところにより、保険契約の更新を引受けないことがあります。

13. 支払時情報交換制度

- 弊社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。
- ※本制度に参加している少額短期保険業者等につきましては、(社)日本少額短期保険協会のホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

《事故が起きたら》一保険金の支払いに関するお手続きー

(1)保険金の請求

- 事故が起きたら、まず「事故センター」へご連絡ください。

事故センター ☎0120-880-601
受付時間 9:00～20:00(年中無休)

(2)保険金のお支払い時期

- 弊社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終えた後に保険金をお支払いいたします。
- なお、必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関や専門機関への照会等が必要となったとき30日を超える場合が生じます。この場合、弊社より確認が必要な事項および確認を終える時期をご通知し、普通保険約款202407に定める各場合の日数を経過する日までに保険金をお支払いいたします。

(3)保険金請求権の時効

- 保険金の請求権は、3年の時効がありますので、ご注意ください。

(4)先取特権

- 弊社が借家人賠償責任保険金または個人賠償責任保険金をお支払いする場合において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が保険金を弊社に対して有する保険金請求権(被保険者が支出した費用に対するものは除きます。)について先取特権を有します。
- 被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求できます。このため、被保険者が保険金を請求できるのは、費用の支出に対する保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。
 - ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - ②被害者が被保険者への保険金支払いを承諾していることを確認できる場合
 - ③被保険者の指図に基づいて、弊社から直接被害者に保険金を支払う場合

《お客様相談窓口および指定紛争解決機関》

- この保険についてのご相談・苦情等のお申し出は、下記窓口にて承ります。お申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向け真摯な対応に努める所存でございます。

お客様相談窓口 ☎0800-888-8810
受付時間 10:00～12:00 / 13:00～17:00(土・日・祝日、年末年始は除きます。)

- お客様の必要に応じて、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
TEL: 0120-82-1144 (フリーダイヤル)
受付時間：10:00～12:00 / 13:00～17:00
受付日：月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除きます。)

Ⅲ．個人情報の取り扱いについて(プライバシーポリシー)

旭化成ホームズ株式会社(以下、「当社」といいます。))および当社のグループ各社(当社による議決権所有割合が直接または間接に過半数を超える子会社をいいます。また、当社と当社のグループ各社をあわせて以下、「旭化成ホームズグループ」といいます。))は、事業活動を円滑に行うため、お客様、お取引先などの利害関係のある方々ならびに当社の役員および従業員の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、生年月日、家族構成、保有資産状況、旭化成ホームズグループとの契約内容等の個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年五月三十日法律第五十七号)第2条第1項にいう「個人情報」をいいます。以下同じ。)(なお、本ポリシーにおける個人情報には、保険代理店事業において保険会社から業務委託に基づいて当社が取得する個人情報を含みます。))を適正に取得・利用させていただいております(例えば、申込書、契約書、請求書等の契約の締結・履行に関する書面を取得すること等によって、個人情報を取得させていただきます。))。旭化成ホームズグループは、これらの個人情報の適正な保護を重要な責務と認識し、この責務を果たすために、次の方針のもとで個人情報を取扱いします。

なお、この方針の内容は改定することがありますので、定期的にご確認いただきますようお願いいたします。また、旭化成ホームズグループ各社にてこのプライバシーポリシーと異なる内容で個人情報を利用する場合には、旭化成ホームズグループ各社の個別ホームページのプライバシーポリシーにて記載すること、又は、個別に利用目的等を通知させていただくことのいずれかの方法によります。

- (1) 個人情報に適用される個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、一般に公正妥当と認められる個人情報の取扱いに関する慣行に準拠し、適切に取扱いします。また、適宜、取扱いの改善に努めます。
- (2) 個人情報の取扱いに関する規程を明確にし、社内に周知徹底します。
- (3) 個人情報の取得に際しては、利用目的を特定して通知または公表し、その利用目的に従って個人情報を取扱いします。
- (4) 個人情報の漏洩、紛失、改ざん等を防止するため、安全管理措置をとる等の必要な対策を講じて適切な管理を行います。
- (5) 保有する個人情報について、ご本人からの開示、訂正、削除、利用停止の依頼を所定の窓口でお受けして誠意をもって対応します。

具体的には、以下の内容に従って個人情報を取扱いします。

1. 利用目的

旭化成ホームズグループは、事業活動に伴い、事業遂行上必要となる個人情報を既に取得し、また今後も取得しますが、これらの個人情報は下記の目的で利用させていただきます。

(1) お客様に関する個人情報

- ① 旭化成ホームズグループの事業における各種商品・サービスの提供、契約等の締結に必要な調査および書類等の作成、同契約の履行、及びこれらのアフターサービスの提供(関連する会員制組織の運営を含む。))
- ② 商品・サービス提供に関連する各種行政手続(登記手続きを含む。))のための調査、書類等の作成・申請、各種ローン・つなぎ融資・保険等を利用する場合の審査・申込の取次業務及び金融機関への必要情報の提供等の支援、取次
- ③ 商品・サービスに関する資料や見学会・セミナー等の各種イベント、ローン・資産活用・保険・介護等、住まいや生活全般に関わる情報の提供等のご案内(お客様から取得したウェブサイト上の閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、お客様の趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関するご案内や広告を行うために利用することを含む)
- ④ 各種アンケートへのご記入、ホームページ・カタログ・広告等の企画・製作、各種イベント開催等へのご協力をお願い等、旭化成ホームズグループの商品・サービスの開発、改善
- ⑤ 上記各目的に付帯する事項

(2) お取引先の方々(法人のお客様の場合はその役職員の方々)に関する個人情報

- ① お取引、EHS活動、IR活動、金融取引および年金運用に関する照会、連絡(報告書、配布物の送付を含みます。)、打合せ、相談、検討、契約、受発注、発送、請求、入金、支払および債権債務管理
- ② 旭化成ホームズグループ内へ入場する方々および入場する各種車両の入退管理

③ 旭化成ホームズグループが拠点を置く地域との渉外

④ 官公庁、団体等への届出・報告

(3) 採用・募集活動応募者の方々にに関する個人情報

- ① 採用・募集活動応募者への連絡・情報提供、その他採用・募集活動に必要な利用

(4) 役員、従業員、従業員のご家族、退職者の方々にに関する個人情報

- ① 業務上の連絡、勤怠管理、給与の支払い、経費の清算、人員の適正配置、人事評価、能力開発、福利厚生、安全衛生等の労務管理その他労働関係法令、税関係法令および社会福祉関係法令に定められた義務の履行
- ② 社内規程に定められた各種手続の受理、履行および管理
- ③ 健康保険組合・企業年金基金等の福利厚生関係およびグループ会社等への連絡、社内報等配布物の送付、非常時の連絡、OB会等親睦活動における連絡・配布物の送付

2. 安全管理措置

旭化成ホームズグループは、個人情報の漏洩、紛失、改ざん等を防止するため、以下の安全管理措置を講じて適切な管理を行います。

(1) 基本方針の策定

- 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドラインの遵守、安全管理措置等についての基本方針を策定。

(2) 個人データの取扱いに関わる規程の整備

- 取得、利用、保存、提供、削除、廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者、担当者およびその任務等について個人データの取扱い規程を策定。

(3) 組織的安全管理措置

- 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取扱う従業員及び当該従業員が取扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備。
- 個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署や外部の者による監査を実施。

(4) 人的安全管理措置

- 個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施。
- 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載。

(5) 物理的安全管理措置

- 個人データを取扱う区域において、従業員の入退室管理及び、持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しないものによる個人データの閲覧を防止する措置を実施。
- 個人データを取扱う機器、電子媒体及び書類などの盗難または紛失などを防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施。

(6) 技術的安全管理措置

- アクセス制御を実施して、担当者及び取扱う個人情報データベース等の範囲を限定。
 - 個人データを取扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入。
- また、旭化成ホームズグループは、業務を円滑に進めるため、業務の一部を委託し、業務委託先に対して、必要な範囲で個人情報を提供します。その場合、個人データを適正に扱っている者を選定し、当該委託先における安全管理措置を実施するために、個人情報の取扱いに関する契約の締結などの適切な監督を行います。

3. 第三者への開示・提供

旭化成ホームズグループは、原則、ご本人の同意をいただくことなく、ご本人から取得した個人情報を第三者へ開示または提供しません。ただし、次に該当する場合はこの限りではありません。

(1) 業務の一部を委託する業務委託先に対する開示・提供

旭化成ホームズグループは、業務の一部を委託する業務委託先に対して、必要な範囲の個人情報を開示・提供することがあります。この場合、旭化成ホームズグループは、個人データを適正に扱っている者を選定し、当該委託先における安全管理措置を実施するために、個人情報の取扱いに関する契約の締結などの適切な監督を行います。

なお、外国にある第三者への業務委託の場合は、原則通りご本人の同意をいただきます。

(2)ご本人に代わって行う開示・提供

旭化成ホームズグループは、以下に例示するような第三者(以下の例に限られません。)に対して、ご本人に代わって個人情報を開示・提供することがあります。

- 建材、設備、家具等の製造業者、配送業者
- 土地家屋調査士、測量事務所、司法書士事務所
- 宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者
- 税理士事務所
- 各種施工業者
- 建築士事務所、設計事務所
- 金融機関
- 引越し、仮住まい業者 等

(3)共同利用

旭化成ホームズグループは、旭化成ホームズグループが管理する全ての個人データを、前述した利用目的にしたがって、旭化成株式会社および旭化成ホームズグループ各社との間で共同利用します(旭化成ホームズグループ各社の事業につきましては、<https://www.asahi-kasei.co.jp/j-koho/index.html/> をご確認ください。)。なお、指定信用情報機関から提供を受けた信用情報については、この限りではありません。また、当該個人データの共同利用に関する個人データの管理責任は、旭化成ホームズ株式会社代表取締役社長が有します。

旭化成ホームズグループが管理する個人データの一部を特定の利用目的にしたがって旭化成ホームズグループ以外の第三者との間で共同利用する場合には、事前にその詳細をご説明いたします。

(4)その他

旭化成ホームズグループは、以下の場合に第三者に対して、個人情報を開示・提供することがあります。

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 統計的なデータなどご本人を識別することができない状態で開示・提供する場合
- 合併、会社分割、営業譲渡その他の事由による承継の場合

4. 機微(センシティブ)情報

旭化成ホームズグループは、機微情報(金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条参照)については、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条第1項に列挙された場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

5. 各種ご請求・お問い合わせ等

旭化成ホームズグループが管理する個人データの取扱いに関する各種ご請求(開示、訂正、利用停止、削除等)、ご質問や苦情に関するお問い合わせは、以下にて受付をいたします。

(1)受付手続

下記(2)のお問い合わせ等窓口までご連絡ください。
各種ご請求を希望される場合は、当該窓口から所定の請求書をご本人宛に送付しますので、請求書をご記入のうえ当該窓口宛にご返送ください。請求書到着後、請求内容につき本人確認のうえ、個人情報保護法等に従い、ご本人に対し回答いたします。
回答にあたっては、一定の準備期間を要すること、ご本人の保有個人データの特定にご協力いただく場合があること、また実費を考慮したうえで相応の手数料のご負担をいただく場合があることにつき、あらかじめご了承ください。なおご請求の対象は、法令で対応を要しないとされているものを除く、個人情報保護法上の「保有個人データ」に該当するものに限りです。

(2)お問い合わせ等窓口

個人情報に関するお問い合わせ等は、それぞれ下記窓口にて受け付けいたします。

①お客様:

〒101-8101

東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング7F
旭化成ホームズ株式会社 お客様相談室

TEL: (0120)997-689

②上記以外の方

〒101-8101

東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング7F

旭化成ホームズ株式会社 総務部総務企画課

TEL: (03)6899-3000

6. 旭化成ホームズグループ各社のウェブサイトについて

(1)安全対策

旭化成ホームズグループ各社のウェブサイト(以下、当ウェブサイトといいます。)では、個人情報を安全に管理・運営するよう鋭意努力しており、個人情報への外部からの不正なアクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん、漏洩等への危険防止に対する合理的かつ適切な安全対策を行っています。また個人情報を取扱う部門ごとに情報管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めるとともに、情報セキュリティに関する規程を設けて社内への周知徹底を実施しています。

(2)特定または不特定情報の収集

当ウェブサイトでは、アクセスされたご本人を特定できる情報(氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等)を、ご本人の同意なく収集することはありません。その一方、当ウェブサイトでは、ご本人個人を特定できない情報を旭化成ホームズグループ以外の第三者を通じて収集することがあります。このタイプの情報の例としては、ご本人が当ウェブサイトのどのページにご訪問されたのか、またどのドメイン名のウェブサイトから当ウェブサイトへアクセスされたのかの記録等があります。これらの情報は、当ウェブサイトの内容の改善等に利用されることがあり、またあらかじめご本人からの同意を取得したうえで、旭化成ホームズグループが既に有しているお客様等の個人情報と紐づけて利用する場合があります。

(3)クッキー等の識別子の利用

当ウェブサイトは、訪問者が当ウェブサイトを最適な状態で利用していただくため、そのクッキー(ウェブサーバがご本人のコンピュータを識別する業界標準の技術)などの識別子を利用しています。各ウェブサイトにおけるクッキーの取扱いの詳細については、別途「クッキーポリシー」をご覧ください。

(4)訪問状況等の情報分析について

当ウェブサイトでは、訪問者のウェブサイトの訪問状況を把握するために各ウェブサイトの「クッキーポリシー」に記載の分析ツールを利用しています。これらの分析ツールを利用することにより、分析等を行う事業者が、当該ウェブサイトが発行するクッキーをもとにして、当該ウェブサイトの訪問履歴を収集、記録、分析します。

旭化成ホームズグループは、事業者からその分析結果を受け取り、お客様等の当該ウェブサイトの訪問状況を把握し(事業者により収集、記録、分析された情報には、特定の個人を識別する情報は一切含まれません。また、それらの情報は、事業者により当該事業者のプライバシーポリシーに基づいて管理されます。)、既に取得している個人情報等と合わせて分析のうえ、お客様等の趣味・嗜好に応じた商品・サービスの提供等を行うことがあります。

(5)本プライバシーポリシーの適用範囲

本プライバシーポリシーの適用範囲は、当社および旭化成ホームズグループ各社です。ただし、旭化成ホームズグループ各社にて本プライバシーポリシーと異なるプライバシーポリシーを定めている場合には、当該グループ各社のポリシーが適用されます。また、当ウェブサイトからリンクの張られている他のウェブサイトのプライバシー保護についての責任は負いかねますので、それぞれのウェブサイトのプライバシーポリシーをご確認ください。

募CH-2407-02

引受保険会社

旭化成ホームズ少額短期保険株式会社

〒101-8101 東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング

※ヘーベルメゾンの「マイコンシェル保険Ⅲ」および「賃貸住宅あんしん保険Ⅲ」は「賃貸住宅総合保険202407」のペットネームです。